指定管理者候補者の選定について [静岡県浜松内陸コンテナ基地]

静岡県経済産業部企業立地推進課

1 趣旨

静岡県浜松内陸コンテナ基地(以下「コンテナ基地」という。)では、管理業務を効果的かつ効率的に行うため、平成 18 年4月から指定管理者制度を導入している。現在の指定管理期間が令和3年3月末をもって満了することから、次期指定管理者の候補者を選定した。

2 施設の概要

(1) 名称 静岡県浜松内陸コンテナ基地

(2) 供用開始年月 昭和46年6月

(3) 所在地 〒435-0007 浜松市東区流通元町5番1号

(4) 用地面積 32,921 m² (指定保税地域)

(5) 主要施設

施設名称	構造	面積(数量)
*コンテナ・フレート・ステーション	軽量鉄骨造 鋼板	9, 447 m ²
(CFS1号棟)	平屋建	7, 142 m²
*コンテナ・フレート・ステーション	軽量鉄骨造 鋼板	1,888 m²
(CFS2号棟)	平屋建	1, 308 m ²
管理棟	軽量鉄骨造	590 m²
官 埋休	平屋建	588 m²
* * * * * * * * * * *	鉄筋コンクリート造	70 m²
	平屋建	70 m²
トラック・チェック・ブース	軽量鉄骨造 鋼板	12 m²
	平屋建	12 m²
車庫	軽量鉄骨造	32 m²
早.)単	平屋建	32 m²
*コンテナ・ヤード(CY)	重舗装	11, 880 m²
関連 トラックスケール	秤量 50 トン	1 4
	$3 \text{m} \times 15 \text{m}$	1台

(注1) 施設名称欄 ※太字は有料施設

(注2) 面積(数量)欄 上段:建築面積

下段:延床面積(太字は指定保税地域指定面積のうち利用可能面積)

(6) 利用状況

基地使用料 年度		С	CFS1、2号棟			コンテナヤード		
十段	収入総額	使用料金(円)	使用形態	利用率	使用料金(円)	利用件数(件)		
H28	36, 544, 509	36, 301, 200	専用のみ	100%	243, 309	25		
H29	36, 621, 592	36, 301, 200	専用のみ	100%	320, 392	23		
Н30	36, 516, 020	36, 301, 200	専用のみ	100%	214, 820	16		
R1	36, 937, 969	36, 605, 400	専用のみ	100%	332, 569	27		

(7) 現在の管理運営状況

平成28年4月から公益財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会が指定管理者として管理運営を実施

(8) 令和2年度当初委託料

なし(利用料金収入により管理運営を行い、収受した利用料金の一部は県に納入している。 令和元年度納入実績 13,526 千円)

(9) 位置付け

ア 指定保税地域の指定(大蔵省 昭和46年6月26日)

イ 港湾施設の認定(運輸省 昭和48年6月11日)

(10) 沿革

昭和 45 年(1970 年)	10 月	コンテナ基地建設工事(管理棟、CFS1 号棟、CY舗装)竣工
昭和 46 年(1971 年)	3月	静岡県浜松内陸コンテナ基地管理及び使用料に関する条例公布
昭和46年(1971年)	6月	静岡県浜松内陸コンテナ基地管理事務所設置
	7月	名古屋税関清水支署浜松出張所業務開始
昭和47年(1972年)	9月	CFS1号棟増設、2号棟、くん蒸棟新設
昭和54年(1979年)	9月	CFS1号棟(北側)増設
平成 元年(1989年)	3月	名古屋税関清水支署浜松出張所新庁舎竣工
平成 2年(1990年)	3月	静岡県浜松内陸コンテナ基地管理事務所廃止
平成 2年(1990年)	4月	(財)静岡県コンテナ輸送振興協会による管理運営開始
平成 18年(2006年)	4月	指定管理者制度による管理運営開始
		指定管理者:(財)静岡県コンテナ輸送振興協会
		指定期間:平成18年4月~平成21年3月(3年間)
平成 21年(2009年)	4月	指定管理者: (財)静岡県コンテナ輸送振興協会
		指定期間:平成21年4月~平成23年3月(2年間)
平成 23年(2011年)	4月	指定管理者:(公財)静岡県コンテナ輸送振興協会
		指定期間:平成23年4月~平成28年3月(5年間)
平成 23年(2011年)	9月	静岡県浜松内陸コンテナ基地耐震補強工事着工
平成 25年(2013年)	1月	同完工
平成 28年(2016年)	4月	指定管理者:(公財)静岡県コンテナ輸送振興協会
		指定期間:平成28年4月~令和3年3月(5年間)

3 指定管理者の募集

募	集方法	公募
首生批問		(募集要項配布) 令和2年9月18日~10月19日
易	集期間	(申 請 受 付) 令和2年9月18日~10月20日
	事業計画	「静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者募集要項」に基づき、管理運営内容の
	書の提出	提案を事業計画書として提出する。
	管理運営	・コンテナ基地の設置目的である外国貿易の振興に資する管理運営を行うこと
	方針	・指定保税地域の指定を受けていることに鑑み公共性の高い管理運営を行うこと
		・利用者の意見を反映しながら、効果的・効率的な管理運営に努めること
		・利用者の安全確保に努めるとともに、危機管理には万全を期すこと
		・清水港の港湾施設という位置付けを踏まえ、清水港を中心に県内港湾の利用促
		進を図ること
		・利用料金制度を導入し、利用料金収入を財源として管理運営を行うため、県か
		ら管理運営経費に係る委託料は支出しない。また、県が実施する施設の維持補
		修工事の財源として、利用料金収入の一部を県に納入すること
		・個人情報の保護を徹底すること
		・管理運営に係る経費の節減に努めること
	指定の基	知事は、申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するも
	準	ののうちから、最も適切にコンテナ基地の管理を行うことができると認められる
		ものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
- 古		(1) 事業計画書の内容が、輸出入業者等の平等な使用を確保することができるも
募集内容		のであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
容		(2) 事業計画書の内容が、コンテナ基地の効用を最大限に発揮できるものである
		とともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
		(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
	業務内容	(1) コンテナ基地を輸出入業者の使用に供する業務
		(2) 外国貿易の情報収集、提供業務
		(3) 輸出貨物のコンテナ化の促進に関する業務
		(4) コンテナ基地の利用促進に関する業務
		(5) 外国貿易の振興に寄与する業務
		(6) コンテナ基地の維持管理業務 (5) スのはなまがメエトデルスプピスケ
	115 - T- HB BB	(7) その他知事が必要と認める業務
	指定期間	令和3年4月1日~令和8年3月31日(5年間)
	委託料	なし(全額利用料金収入により管理運営を行う。)
	利用料金	・利用料金は条例の定める範囲内において、指定管理者が予め知事の承認を得て
	制度	定めるものとする。
		・指定管理者は、有料施設の利用料金収入を収受し、これを財源としてコンテナ
	旧。の仲	基地の管理運営業務を行う。
	県への納	申請者による提案(ただし、毎年度 13,646 千円を最低限度額とする。)
	入金	

4 指定管理者選定委員会

審査方法	・有識者、経済団体代表者からなる「静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者選定委
	員会」を設置する。
	・選定委員会において、書類審査、申請者による事業計画書の説明、各委員から質疑
	応答を行い、優秀者を決定する。
指定管理	会長 一般財団法人企業経営研究所 理事長 中山 勝
者選定委	委員 いずみ公認会計士事務所 公認会計士 和泉 清明
員会委員	委員 公益社団法人静岡県国際経済振興会 理事·事務局長 加藤 雅彦
	委員 静岡文化芸術大学文化政策学部 教授 田中 啓
	委員 清水港利用促進協会 幹事 村岡 一男
宏木 西口	

審査項目 及び配点

区分		審査項目	配点
I 団体	1	団体の経営状況、事業実績	
(グループ)の	2	類似施設の管理運営実績	15
概要	3	指定管理者への応募理由	
Ⅱ経営管理	1	収支計画	25
11 腔呂官垤	2	管理経費縮減の方策	20
	1	管理・運営の基本方針	
 Ⅲ管理運営体	2	管理・運営体制	
制	3	危機管理体制	25
וייון	4	事業継続計画	
	5	個人情報の保護措置	
	1	コンテナ基地を輸出入業者等の使用に供する業	
		務	
	2	外国貿易に関する情報又は資料の収集、提供に	
		関する業務	
IV事業内容	3	輸出貨物のコンテナ化の促進に関する業務	35
17 事未广播	4	コンテナ基地の利用促進に関する業務	30
	5	外国貿易の振興に寄与するために実施する業務	
	6	コンテナ基地の維持管理に関する業務	
	7	その他コンテナ基地の管理に関して知事が必要	
	1	と認める業務	
		合 計	100

5 指定管理者の選定

(1) 指定管理者候補者

団体の名称	公益財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会
団体の概要	静岡県の産業振興に寄与することを目的に、以下の事業を行う。
	(1) 貨物の流通機構に関する調査、研究及び情報の収集・提供
	(2) 貨物のコンテナ化に関する調査、研究及び普及啓発
	(3) コンテナ貨物の生産者、輸送関係者等との連絡及び協調
	(4) 静岡県浜松内陸コンテナ基地の管理運営 等
提案の概要	・ 同財団は、コンテナ基地開設当初から基地の利用促進、貨物のコンテナ化に関
	する調査研究、流通機構に関する情報収集等を行うとともに、平成2年度から
	は基地の管理運営を受託しており、これまでの経験と実績を活かし、静岡県の
	貿易振興とコンテナ化の促進に寄与していく。
	・ 管理運営体制では、コンテナ基地の管理運営業務を総務関係、事業関係、施設
	関係の3業務に区分し、各業務に1名ずつ職員を配置するとともに、専務理事
	を事務局長として体制に組み込むことで、最少人員で効率的な管理運営を行う。
	・ リスクマネジメント対策マニュアル、事業継続計画等を定め、事故の未然防止
	や事故が発生した場合の被害の最小化、危機事態の場合の速やかな対応に努め
	る。
	・ 基地管理運営規程に基づき、コンテナ基地を輸出入業者等の平等な使用に供す
	る。
	・ コンテナ基地の利用状況や基地周辺施設の貨物取扱状況を取りまとめて、県や
	関係者に提供する。
	・ パンフレット配布、ホームページの内容拡充及び専門誌への取材対応等により、
	基地のPRに努める。
	・ コンテナ基地の利用者等をメンバーとした「コンテナ基地あり方研究会」を立
	ち上げ、コンテナ基地のより効果的な活用方法を検討する。
	・ コンテナ基地の維持管理に関する規程に基づき、県の示した業務基準に従って、
	的確な基地の維持管理を行う。
県への納入金	令和3~7年度 13,680 千円

(2) 選定経過

	経過	1					
申請者 団体名:公益財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会							
		所在地:浜松市	東区流通元町5番1号				
資格審	译 查	申請受付終了後、事務局(県企業立地推進課)において資格確認を行った結果、募					
集要項に定める資格要件を満たしていた。							
		令和2年10月23日に、静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者選定委員会におい					
		て、提案審査を	うった。				
	選定	事務局から、	D申請が1団体のみであったこと、②資格審	査の結果、	当該団体は		
	経過	集要項に定める	資格を満たしていることを報告し、申請者に	よる事業詞	十画の説明と		
		委員との質疑応	答を行った後、採点を行い、公益財団法人静	岡県コンラ	テナ輸送振興		
		会を優秀者とし	て決定した。				
		区分	審査項目	配点	採点結果 (5 人平均)		
		I団体	1 団体の経営状況、事業実績		(0)(120)		
		「団件 (グループ)	2 類似施設の管理運営実績	15	12. 6		
		の概要	3 指定管理者への応募理由	- 13	12.0		
		V) M/2	1 収支計画				
		Ⅱ経営管理	2 管理経費縮減の方策	25	23. 4		
			1 管理・運営の基本方針				
			2 管理・運営体制	1			
		Ⅲ管理運営	3 危機管理体制	25	22. 6		
提案	審査結果	体制	4 事業継続計画	20	22.0		
審査			5 個人情報の保護措置				
			コンテナ基地を輸出入業者等の使用に 1 供する業務				
			外国貿易に関する情報又は資料の収				
			2 集、提供に関する業務				
			輸出貨物のコンテナ化の促進に関する				
			部川貝物のマンテアにの促進に関する。				
		IV事業内容	4 コンテナ基地の利用促進に関する業務	35	29.6		
			外国貿易の振興に寄与するために実施	-			
			5 する業務				
			6 コンテナ基地の維持管理に関する業務				
				その他コンテナ基地の管理に関して知	1		
			す 事が必要と認める業務				
			合 計	100	88. 2		
			н И	100	00.2		

選定にあた	申請者はコンテナ協会1団体のみであったことから、申請者の提案内容が県の示し
っての考え	た業務基準を満たすかどうかについて審査を行った。
方	
	・審査結果は別記のとおりであり、100点満点(17項目)中、5人平均で88.2点と
講評及び	概ね高い評価を得た。
選定理由	・業務基準を満たしていないと評価された項目はなかった。
	・以上から、公益財団法人静岡県コンテナ協会が次期指定管理者として適格であると
	判断され、全委員一致で優秀者に決定した。